

若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の管理運営業務仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、指定管理者が行う若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設（以下、「ふれあいの里施設」という。）の業務の内容及び履行方法等について定めるものとする。

2. 指定管理者が行う管理の基本的な考え方

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、適切な管理運営を行うこと

(1) 基本方針

- ①公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、特定の者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- ②利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。
- ③施設の衛生面には十分留意し、清掃を徹底すること。
- ④利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、施設等を活用し、利用の促進に努めること。
- ⑤指定管理者は独立採算制を基本とした施設の管理運営を行うこと。
- ⑥指定管理者は、管理業務を行うため新たに職員を雇用する場合は、現に勤務している職員の採用に配慮すること。
- ⑦地産地消・地消地産や地元住民の雇用増大による地域内経済循環を図ること。
- ⑧委託業務の実施にあたって役務又は物品等は町内事業者への発注に努めること。
- ⑨町と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

(2) 基本的事項

①関係法令等の遵守

ふれあいの里施設の使用に当たっては、若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例（平成 11 年条例第 1 号。以下、「ふれあいの里施設条例」という。）別紙 1「関連条例等」をはじめ、その他関係法令等を遵守すること。なお、指定管理の期間中に関係法令等の改正があった場合は、改正内容によるものとする。

②個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）の規定を遵守し、知り得た情報を漏らすことなく、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。また、施設の管理運営以外の目的に使用しないこと。

③情報公開

若桜町情報公開条例（平成 12 年若桜町条例第 19 号。）第 24 条の規定を遵守し、施設の管理運営に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。

3. 公の施設の概要

(1) 施設の概要

名 称	ふれあいの里施設
設置目的	地域開発及び住民の福祉の向上を図ることを目的とする。
開 設	平成 11 年 7 月（開設以前の施設あり）
施設名及び所在地	若桜町氷ノ山キャンプ場（若桜町大字つく米 6 3 5 番地 1） 若桜町氷ノ山バンガロー（若桜町大字つく米 6 3 5 番地 1）
主な施設内 容	バンガロー（木造平屋建 20.7 m ² ×9 棟、27.3 m ² ×1 棟）、炊事棟（木造平屋建×1 棟）、便所（木造平屋建×1 棟）、テント（48 張（固定テント 13 張）、遊歩道（W=1.5m、L=411m）取付歩道（W=5.0m、L=564m）、野営場（サイト 55 基（高床式 13 基）、オートキャンプサイト（43 基）、管理棟（木造平屋建 109.97 m ² ×1 棟）便所棟（47.52 m ² ×2 棟）、炊事棟（37.85 m ² ×4 棟）、多目的広場（3,000 m ² ）ファイヤーサークル、焼却炉、給排水施

	設、木製デッキ (L=60m)、防護柵 (L=80m)、遊具 (3基)、車道 (アスファルト舗装 603.5m)、駐車場 (アスファルト舗装 30台収容)
--	---

(2) その他

＜施設設置における背景＞

氷ノ山(1,510m)は中国地方では大山(1,712m)に次ぐ高峰であり、氷ノ山那岐山後山国定公園に指定され、日本二百名山のひとつとなっている。「母なる森」とも称されるブナの自然林や高山植物、天然記念物のイヌワシやヤマネなど様々な動植物が生息している学術的にも貴重な山である。

「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」は国定公園の区域内に位置し、表情豊かな四季の景観とあわせてスキー場やキャンプ場、氷ノ山自然ふれあい館「響の森」、公営と民営の宿泊施設など様々な施設が併設されている山岳・高原リゾートの拠点である。

ふれあいの里施設の管理運営にあたっては、前述した「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里」内の各施設並びに町内事業者、個人・団体等と連携を図り、ふれあいの里施設並びに氷ノ山ならではの魅力を最大限に活用して利用促進に努めるとともに、県東部における小中学生及び高校生等の野外体験教育の場の提供に十分配慮すること。

4. 指定管理者の指定に関する条件

(1) 指定及び協定の締結方法

若桜町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成16年条例第20号）（以下、「手続き条例」という。）及び若桜町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する規則（平成16年規則第3号）（以下、「手続き規則」という。）の規定に基づき、若桜町議会の議決を経て指定管理者として指定する。併せて、公の施設の管理を行わせる期間における基本的な事項を定めた「基本協定」を協議の上、締結する。また、施設の利用状況及び経営経理状況等を勘案し、双方協議のうえ1年ごとに見直しを行い、各年度の留意事項を定めた「年度協定」を締結するものとする。

なお、協定で定める事項は、手続き規則第5条を基本とする。

[基本協定の主な内容]

- 指定管理の期間に関する事項
 - 事業計画に記載された管理運営等に関する事項
 - 利用に係る料金に関する事項
 - 権利・義務の譲渡の禁止に関する事項
 - 管理者の注意業務に関する事項
 - 指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - 現状回復義務及び損害賠償義務に関する事項
 - 事業報告（決算状況）等に関する事項
 - 管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
 - 管理に関し保有する情報の公開に関する事項
 - その他必要事項
- （指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項を加えることとする）
- 構成員による権利・義務の譲渡等の制限に関する事項
 - 代表団体に係る倒産の場合など、指定管理者の指定の取り消しに関する事項
 - 代表団体、構成団体の変更の禁止に関する事項
 - 代表団体の権限、構成員の相互間の責任分担に関する事項
 - 構成員の脱退に対する措置に関する事項

[年度協定の主な内容]

- 町が支払うべき管理費用に関する事項
- 管理運営の内容（協議のうえ見直しを行った内容等）に関する事項
- その他の必要事項

(2) 指定管理期間

協定締結の日は指定管理期間の開始までの日とし、指定管理期間は、令和8年4月1日から令

和13年3月31日までとする。

また、協定締結後、必要な準備行為は行うことができるが、必要な手続きその他準備のために支出した経費は、一切補償しないものとする。

(3) 責任の負担

町及び指定管理者の責任は、原則として、別紙3「責任分担区分表」のとおりとする。なお、その詳細は、町及び指定管理者が締結する協定で定める。

(4) 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、委託業務の実施に必要な人材、許認可及び資格等を取得又は確保し、必要な研修等を行わなければならない。また、人材の確保にあたっては、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に配慮し、引続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

(5) 禁止事項

指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用途に供してはならない。

また、管理業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(6) 指定の取り消し等

町長は、次のいずれかに該当するときは、指定を解除することができる。この場合においては、指定管理者に損害又は損失が生じて、町は一切の責めを追わない。

ア 指定管理者が手続き条例第8条の規定による指示に従わないとき。

イ 指定管理者が協定条項に違反したとき。

ウ 指定管理者が参加資格の詐称その他不正な手段により、協定を締結したとき。

エ その他、指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められるとき。

(7) 原状回復及び返還

指定管理者は、契約を取り消したとき又は契約期間が満了したときは、自己の費用で現状に回復し、町長が指定する期日までに返還しなければならないものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りではない。

また、当該指定管理者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、町長が原状回復のための処置を行い、その費用の負担を当該指定管理者に請求することができる。この場合においては、当該指定管理者は、何ら異議を申し立てることができないものとする。

(8) 損害賠償

指定管理者がふれあいの里施設の使用にあたり、故意又は過失により町又は第三者に損害を与えたときは、全て当該指定管理者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。

また、指定管理者が故意又は著しい過失が認められ、その責めに帰する理由により、管理物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を町に支払わなければならない。ただし、当該指定管理者が自己の費用で管理物件を現状に回復した場合は、この限りではない。

(9) 定期報告

指定管理者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、町長に提出すること。この定期報告以外にも町長から収支状況等の報告を求められた場合、指定管理者はその求めに応じること。特に重大なクレームについては、速やかに町長に報告すること。

(10) 実地調査等

町長は、管理物件を随時調査し、又は指定管理者に所定の報告を求め、その他使用等に関し指示することが出来るものとする。

5. 指定管理者が行う管理の業務に関する運用条件

(1) 管理業務の内容

ふれあいの里施設条例第4条に定める業務は、次の要求事項に基づき計画された業務とする。

①施設の利用の許可に関する業務

利用の許可、行為の制限、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取消しに関すること。

②施設及び設備の維持管理に関する業務

ふれあいの里施設及び設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等に関すること。

③施設の集客促進のための業務

効果的な情報発信や付加価値を高める自主事業等の展開に関すること。

④前3号に掲げる業務に付随する業務

利用者の受付及び案内、利用料金の徴収及び利用料金の減免、付属設備及び備品の貸出し、利用指導又は操作及び利用者へのサービスの提供（自動販売機による物品の販売を含む）に関すること。

(2) 運営条件

①利用期間及び利用時間

利用期間及び利用時間は、ふれあいの里施設の指定管理者募集要項において申請のあった内容を基本として設定する。ただし、当該施設利用者の利便性が図られるよう努めることとし、必要に応じて町が変更を求めることができる。

②勤務体制

従業員の配置については、営業が円滑かつ安全に遂行できるよう留意し、適正な人員配置を行うものとする。

③改修及び修繕並びに事業計画の変更

指定管理者は、施設の改修、修繕等を行うとき又は事業計画を変更しようとするときは、事前に町長の承認を得るものとする。

④許可等の申請

町長や監督官庁への申請、届出、その他管理運営に関して必要な一切の手続きは、全て指定管理者の責任において行うものとする。

⑤衛生管理、品質管理

指定管理者は関係法令等を遵守し、ふれあいの里施設における衛生管理及び品質管理に十分注意を払い、問題等が発生した場合は、直ちに町に報告のうえ、指定管理者の責任と負担において対処するものとする。

⑥安全管理

建物災害共済（火災・盗難・風水雪害等）保険への加入については町が行うが、指定管理者は施設の防犯防災、事故防止等の安全管理を十分に行うこと。

また、あらかじめ事故等応急対応マニュアルを作成し、安全に関わる看板等の施設内表示や従業員への教育訓練を行うこと。事故の発生により町又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに町に報告し、双方で協議のうえ対応を決定するものとする。ただし、第一責任は指定管理者が有するものとする。

なお、指定管理者の過失に起因する損害賠償等不測の事態に備え、必要に応じて民間損保会社等の保険に加入に努めること。加入できない場合は積立金を積み立てる等の代替措置を講じておくこと。

⑦廃棄物等の処理

ふれあいの里施設で発生する全ての廃棄物等の処理については、指定管理者の責任で行い、処理費用も負担すること。

⑧記録の作成・保存

管理運営並びに経理状況について帳簿類等を整理し、町がこれらに関する報告や実態調査を求めた場合には、指定管理者は速やかにこれに従うこと。

なお、収入及び支出状況については、会計年度ごとに帳簿等を作成し、当該帳簿及び証拠書類は指定管理期間終了後5年間保存すること。

⑨指定管理期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定管理期間の終了又は指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

⑩管理物件の取扱い

町が貸与する物件は、別紙2「2. 管理物件」のとおりとする。

町が貸与した物件は町の所有に帰属し、若桜町財務規則及び関係規定に基づき、備品台帳等

を備え、常に善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。

指定管理者は、ふれあいの里施設の運営に支障を来さないよう、物件の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。

⑪経費負担区分並びに参考となる近年の状況及び経費

別紙3「責任負担区分表」及び別紙4「参考資料」として示す。

⑫疑義等の取扱い

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、町と指定管理者で協議し決定することとする。

別紙1「関連条例等」

若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例

平成11年3月26日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 地域開発及び住民の福祉の向上を図るため、若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設（以下「施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
若桜町氷ノ山キャンプ場	若桜町大字糺米635番地1
若桜町氷ノ山バンガロー	若桜町大字糺米635番地1

(管理)

第3条 施設の管理は、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設の集客促進のための業務
- (4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

(指定管理者の管理運営の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する管理を行う期間は、指定を受けた日から起算して5年以内とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 施設又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- (3) 前3号に掲げる者のほか、施設の管理上支障があると認められる者

(利用料金)

第8条 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に定める料金の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得てその額を定めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(若桜町氷ノ山野営場バンガロー設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 若桜町氷ノ山野営場バンガロー設置及び管理に関する条例（昭和62年若桜町条例第1号）は、廃止する。

(若桜町氷ノ山テニスコート設置及び管理に関する条例の廃止)

- 3 若桜町氷ノ山テニスコート設置及び管理に関する条例（平成2年若桜町条例第15号）は、廃止する。

附 則（平成11年6月29日条例第14号）

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第14号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第45号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年3月30日条例第15号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年11月29日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和4年11月29日条例第25号）

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の設置及び管理に関する条例第6条の規定による利用の許可及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

利用料金表

名称	単位	基本料金	その他料金
氷ノ山キャンプ場			
オートサイト（大）	1サイト	1泊 6,000円	休憩 3,600円
オートサイト	1サイト	1泊 5,000円	
デッキサイト	1サイト	1泊 3,000円	休憩 1,800円
フリーサイト	1サイト	1泊 2,000円	
氷ノ山バンガロー	1棟	1泊 4,000円	休憩 3,600円

備考 利用料金は、この表の規定により計算して得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別紙2「管理物件」

1. 管理施設

若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設

施設名称	規格構造	数 量
バンガロー	木造平屋建 20.7 m ² ×9 棟 27.3 m ² ×1 棟	10 棟
テント	48 張(固定テント 13 張)	1 式
野営場	サイト 55 基(高床式 13 基) オートキャンプ サイト 43 基	1 式
炊事棟	37.85 m ²	4 棟
炊事棟	木造平屋建	1 棟
便所棟	47.52 m ²	2 棟
便所	木造平屋建	1 棟
管理棟	木造平屋建 109.97 m ²	1 棟
遊歩道	W=1.5m L=411m	1 式
取付歩道	W=5.0m L=564m	1 式
木製デッキ	L=60m	1 式
防護策	L=80m	1 式
多目的広場	3,000 m ²	1 式
ファイヤーサークル		1 式
遊具		3 基
焼却炉		1 式
給排水施設		1 式
駐車場	アスファルト舗装 30 台収容	1 面
車道	アスファルト舗装 603.5m	1 式

2. 管理備品

(単価 3 万円以上及び単価 3 万円未満であっても合計金額が 50 万円以上のもの)

若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設

品 名	規格/製造番号	数量	単 価	取得金額	備考
アコーディオンスクリーン		1		54,590	H4.7.3
いなば物置	MBN-21	1		95,000	H2.10.12
バンガローテント	KH-5 型	13	230,000	2,990,000	H11.6.17
電子牧柵器	クマ用	1		531,930	H12.8.11

別紙3「責任負担区分表」

若桜町と指定管理者との責任分担等は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に●印のついた者が負うものとする。

項 目		責 任	
		若桜町	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		原則●
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		●
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	●	
	上記以外のもの	協議事項	
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	●	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		●
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	●	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		●
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件あたり30万円未満のものに限る。）		●
	施設等の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件あたり30万円以上のものに限る。）	協議事項	
備品の購入	施設等の管理の観点から、町が貸与する備品の更新及び町が必要と認める備品	●	
	その他の備品		●
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う施設・設備の復旧経費及び業務不履行による損害	●	
保険（建物等）の加入		●	必要に応じて対応
委託業務に要する経費（上記のうち町の責任分担とされたものを除く。）の負担 ※除雪作業を含む。			●
包括的管理責任		●	

※ 協議事項については、事案の原因ごとに判断すること。ただし、第一次責任は、指定管理者が有するものであること。

※ 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。また、発注1件とは、修繕の内容、要因、実施時期などを勘案し、同一業種の業者に発注するものをいう。

※ 備品とは、原則、性質及び計上を変えることなく、長期間にわたって継続使用に耐える物品

及び長期間にわたって保存しようとする物品をいう。

※ 町が加入している保険（建物等）の条件は次のとおりである。

施設名	棟数	面積	共済責任額	備考
氷ノ山ログバンガロー	3	69 m ²	14,835 千円	休憩所、ロッヂ
氷ノ山バンガロー	9	210 m ²	45,396 千円	休憩所、ロッヂ6・便所・炊事棟・ログバンガロー
氷ノ山キャンプ場	8	395 m ²	114,178 千円	便所棟2・炊事棟4・電気室・管理棟 一財) 全国自治協会 建物災害共済

なお、保険については、指定管理者の過失等に起因する事故の場合は、保険会社が損害賠償を求めてくる場合があるなど、想定外の事で損害賠償請求を受ける場合もあるので、民間損保会社等で扱う賠償責任保険に加入すること。この場合、保険料は指定管理者の負担とする。

※ 指定管理者が指定管理期間の途中で施設の管理・運営が出来なくなった場合、指定管理者は若桜町に生じた損害を賠償しなければならない。よって、その際の補償として履行補償保険に加入すること。なお、民間損保会社等が履行補償保険を取り扱わない等の理由により加入できない場合は、積立金を積み立てる等の代替え措置を講じること。

別紙4「参考資料」

【施設の利用状況等】

単位：人

施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
キャンプ場	3,371	3,315	2,918
氷太くん（宿泊）	5,251	7,233	8,078
氷太くん（レストラン）	7,746	8,164	9,439
スキー場	36,546	21,617	35,000
響の森（入館）	15,848	15,001	14,137
響の森（体験）	28,373	21,801	24,037
登山客	3,803	3,169	3,311

※スキー場について、令和5年度は雪不足により67日間の営業となっている。

※インターネット環境（移動用Wi-Fi）は整備しているが、電話は整備されていない。

【収支状況】

単位：千円、税抜

区 分	項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 入	施設利用料収入	4,242	4,915	5,221
	商品販売収入	0	0	233
	その他収入	1,279	1,000	0
	町指定管理料	2,252	3,818	3,545
	収入合計（a）	7,773	9,733	8,999
支 出	職員給与等の人件費	1,911	0	3,166
	労務費（パート代）	5,124	739	621
	原材料の購入費（仕入等）	98	45	128
	商品、資材の購入費	0	2,983	239
	販売促進・広告宣伝費	0	7	16
	管理費（水道光熱費）	393	253	428
	管理費（修繕料）	325	22	171
	外注委託料	522	3,476	3,283
	その他経費	174	616	685
	支出合計（b）	8,547	8,141	8,737
	収支（a-b）	▲ 774	1,592	262